

佐倉市と敬愛大学との連携協力に関する包括協定書

佐倉市と敬愛大学は、両者が連携し、広範な分野で相互のもつ資源等を活用し、地域の特性を活かした個性豊かで持続可能なまちづくりを推進するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、佐倉市と敬愛大学が、経済産業、環境保全及び生涯学習等の分野で相互に協力し、地域社会の発展及び人材の育成に寄与することを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 佐倉市と敬愛大学は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協力する。

- (1)市の施策の推進や地域の課題解決に関する事項
- (2)農商工連携及び地産地消に関する事項
- (3)地域環境の保全及び活用に関する事項
- (4)生涯学習に関する事項
- (5)その他両者が協議し必要と認める事項

(協議)

第3条 本協定による事業を円滑に推進するため、佐倉市と敬愛大学はそれぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、連絡会議を設置し、原則年1回の定期的な対話の場を設定するものとする。

(期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から3年間とする。ただし、期間満了60日前までに佐倉市又は敬愛大学から特段の申出がない限り、期間満了の日から3年間更新するものとし、以降もまた同様とする。

(その他)

第5条 本協定に定めのない事項又は変更を必要とする事項については、両者協議の上、これを決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、各1通を保管する。

平成27年2月17日

佐倉市海隣寺町97番地

佐倉市
市長

藤 和 雄

千葉市稲毛区穴川1丁目5番地21号

敬愛大学
学長

三 濱 利 夫